

職員の「ため口」で、要望も言えない保護利用者 保護課「改善する」

北九州市社会保障協議会（北九州社保協）は、毎年、本庁保護課と、市の生活保護行政について、要望書を出して懇談しています。

令和5年度に保護課に生活保護の相談をした4781世帯の内、生活保護の申請ができた世帯は2166世帯で、保護の申請率は45%でしかありません。これは、北九州市で続く窓口で申請させずに追い返す「水際作戦」であり不当です。

一方、申請した世帯の96%は、生活保護が実施されます。つまり、申請できればほとんどが保護実施される違法な「事前審査」が行われていることが、数字からは明らかです。

日常化している職員のため口については、「（なくすのは）当たり前のことであり、恥ずかしい限り」と回答し、改善を約束しました。

分かりにくい保護費の通知書については、丁寧に説明する。分かりにくい場合は別紙で詳細を書いていると回答しましたが、参加者から「CWも説明できない。保護費の詳細が分からなければ、県知事への審査請求権も奪われることになり、二重に不当だ」との発言もありました。

返還金額の一方的な設定について保護課は「無理やり返還させることはあってはならない」と回答し、改善を約束しました。



えっふん

物価高騰なのに、生活保護費を下げるな、保護費をあげろ！ 田村衆議が追及 500円引上げ

物価高騰で多くの人が苦しんでいます。国は何ら手を打っていません。「物価が、〇%上がった」と言われますが、この物価には、私たちが毎日食べている“生鮮食料品”は含まれていません。

それなのに、財務省は生活保護費を引き下げる方針を示していました。これに対し、全生連や生活保護問題全国対策会議や政党などが「生活保護費を下げるな！ 引き上げろ」と求めました。

その結果、月額500円引き上げることになりました。しかし、500円は0.7%にすぎません。今までの生活水準を維持するためには13%の引き上げが必要です。500円(0.7%)は、まさに「スズメの涙」でしかなく、実質的な生活保護費の引き下げに他なりません。

次つぎと引き下げられてきた保護基準

高齢加算廃止	⇒2004年度～段階的に引き下げ、2006年度 完全廃止
母子加算廃止	⇒2005年度～段階的に引き下げ、2009年度 完全廃止 (ただし、民主党政権で2009年12月に復活)
生活扶助基準	⇒2013年～最大1割の引き下げ 物価の偽装 いのちのとりで裁判
住宅扶助基準の引き下げ	⇒2015年7月
冬季加算の削減	⇒2015年度の冬季から
生活扶助基準	⇒2018年～最大5%の引き下げ
生活扶助基準	⇒2025年～主に高齢世帯の基準を引き下げ?

新婦人しんぶん より



「申請すればもらえるお金」一覧表

このコーナーの資料探しにいつも苦戦しています。そんな時、小倉タイムスの藤本さんのFacebookで、「申請しないともらえないお金」という記事を見て驚きました。

知人に調べてもらったら情報が沢山ありました。そこで、北九州市のホームページで調べました。

その一つが、以下の記事です。皆さんも、大いに調べて活用してはいかがでしょうか。

◆葬祭費の支給金 30,000円
国民健康保険（国保）の加入者が死亡したとき、その葬儀を行った人に対して支給され

ます。
(注)申請は、葬儀を行ってから2年を過ぎるとできないのでご注意ください。

<申請に必要なもの>
死亡した方の資格確認ができるもの(資格確認書等)、死亡を証明するもの、葬儀を行ったことが確認できるもの(会葬御礼、領収書など)、預金通帳(喪主)

<問合せ先>
保健福祉局長寿推進部保険年金課
電話：093-582-2415



田村衆議院議員が、衆議院厚生・労働委員会で紹介した小倉に住む生活保護利用者の生活実態

■50代、男性：暖房は入れず、布団の中で過ごしている。食費は週に3000円で、なま物は保存がきかないので買わない。それでも米は工夫のしようがなく困っている。風呂は沸かさず、シャワーを1週間に1回使っている。夏は水風呂。

■75歳、男性：75歳になって保護費が下がり、日に2食しか食べないようにしている。洋服類は数年買ったことがない。それでも、冬になって厚手のシャツを買おうと思ったが高くて買えなくて、100円ショップで靴下を1足だけ買った。

■48歳女性と娘10歳：スーパーで値下げ弁当を翌日の2人分4個を1000円以内で買って2食食べている。パンも前日の売れ残りをまとめて6個150円の物を買って食べている。最近3年間、売れ残りばかり食べている。せめて娘の誕生日くらい祝ってあげたい。

《今月の非常識》
被爆者団体協議会がノベル平和賞を授賞するその日に、アメリカの「核の傘」核兵器による抑止力の強化に関する日米拡大抑止協議を開きました。
こんな政府、非常識にもほどがある。

生活保護・生活困窮者の支援や改善にも全力

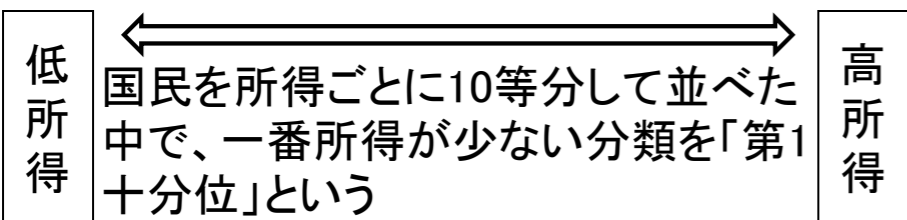
小倉生健会員が北九州市議選に立候補



小倉北区 大石まさのぶ
小倉北区 出口しげのぶ
小倉南区 うど浩一郎

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

図1 第1十分位とは



第1十分位	第2十分位	第3十分位	第4十分位	第5十分位	第6十分位	第7十分位	第8十分位	第9十分位	第10十分位
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

図2	生活保護基準以下で暮らしている人数 約800万人	生活保護利用者数 約200万人	第1十分位だが、生活保護基準以上で暮らしている人数 約200万人
----	-----------------------------	--------------------	-------------------------------------

↑ 第1十分位 約1200万人を拡大した内訳

第1十分位の内訳の推察

日本の人口は1億2千万人なので、その1/10は、1200万人。つまり、第1十分位は1200万人います。生活保護利用者数は約200万人です。生活保護の捕捉率(生活保護基準以下の人で生活保護を利用している割合)は約2割とされていますので、生活保護基準以下で暮らす人は、生活保護利用者の4倍の800万人。それをグラフにした。

生活保護費の決め方・・・国の言い分

■生活保護費は国が決められています。

生活保護の級地は、1級地から3級地まであり、北九州市は「1級地の2」に分類され、全国では高額の方です。ちなみに東京は1級地の1です。

それでも、例えば65歳の単身世帯の場合の生活扶助費は、月額わずか71690円。それに、借家住まいの場合は、上限29000円の住宅扶助費が支給され、合計10万690円が上限です。但し、年金などの収入が例えば6万円あれば、差額の4万690円が支給され、年金と保護費の合計の10万690円での最低生活費となります。

■生活保護費を、どうやって決めているのでしょうか。

国は、生活保護費の決め方として、全国民の消費支出を、高い方から順番に並べてそれを10等分に分けます(左の図1)。

10等分の内の一番低い「第1十分位」に、生活保護利用者が含まれます。

「第1十分位」には、生活保護基準より高い世帯もありますが、生活保護費以下で暮らしている世帯も含まれています。

国は、「第1十分位の平均値と生活保護費を比べ、生活保護費の方が高い(裕福)ので、生活保護費を引き下げる」として、これまで何度も生活保護費を引き下げてきました。

■これっておかしくないですか？

グラフを見て下さい。図1は、生活保護利用者を含む第1十分位の位置関係です。図2は、その第1十分位の内訳です。

図2からも分かるように、生活保護を利用していない約800万人を含む1200万人の平均と、生活保護を利用している200万人の平均を比べると、必ず生活保護利用者の方が高くなります。

こんな理由で、生活保護費を引き下げていたら、どこまでも、下げられてしまいます。

生活保護基準は、さまざまな制度に連動しています

	労働	税金	教育	医療	介護	福祉	住宅
最低賃金	住民税非課税	保育料減免	国民健康保険料減免	介護保険料減免	障害者福祉サービス自己負担限度額	公営住宅家賃減免	
	地方税の減免・滞納処分禁止	就学援助					
		高校等奨学金	高額医療費自己負担限度額	介護保険自己負担限度額	難病患者の医療費免除		
		私立高校大学等授業料減免					

生活保護基準 = 生存権保障水準